

いなべ市いじめ防止基本方針

平成 26 年 9 月

令和 5 年 3 月 改定

いなべ市

目次

はじめに	1
1 いじめの防止等のための対策の基本的な考え方	1
(1) いじめ防止対策推進法制定の意義	1
(2) いじめの防止等の対策に関する基本理念	2
(3) いじめの定義	2
(4) いじめの理解	3
(5) いじめの防止等に関する基本的な考え方	4
ア いじめの防止	4
イ いじめの早期発見	4
ウ いじめへの対処	5
エ 地域や家庭との連携	5
オ 関係機関との連携	5
2 いなべ市が実施するいじめの防止等に関する施策	5
(1) いじめの未然防止のための方策	6
(2) いじめの早期発見のための方策	6
ア 定期的な調査等	6
イ 相談体制の充実及び周知	7
(3) いじめの防止等のための人材確保及び教職員の資質向上	7
(4) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進	8
(5) いじめの防止等のための啓発活動	8
(6) いなべ市いじめ問題対策連絡協議会の設置	8
(7) いなべ市教育委員会の附属機関の設置	8
3 いなべ市立学校が実施するいじめの防止等に関する施策	9
(1) 学校いじめ防止基本方針の策定	9
(2) いじめ問題対策校内委員会の設置	9
(3) 学校におけるいじめの防止等に関する措置	10
ア いじめの未然防止	10
イ いじめの早期発見	10
ウ いじめに対する措置	11
エ いじめの解消要件	11
4 重大事態への対処	11
(1) 重大事態とは	11
(2) 報告（第1報）	12
(3) 調査の組織	12
(4) 調査	12
ア いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合	13
イ いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合	13
ウ 児童生徒の自殺という事態が起こった場合	13
(5) 調査結果の提供及び報告	13
(6) 再調査	13

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

そのため、いなべ市では、平成25年9月に施行された「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という。）第12条に基づき、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」（以下「国の基本方針」という。）及び「三重県いじめ防止基本方針」（以下「県の基本方針」という。）を参酌し、これまで以上に、いじめの防止等の対策を総合的かつ効果的に推進するために「いなべ市いじめ防止基本方針」（以下「本方針」という。）を平成26年9月に策定した。

このたび、本方針について、平成29年3月に改定された国の基本方針、同時期に策定された「いじめ重大事態に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）、平成30年4月に施行された「三重県いじめ防止条例」（以下「条例」という。）及び平成31年3月に改定された県の基本方針を踏まえ、改定することとした。

本方針の主な改定内容は、以下のとおりである。

- いじめの防止等のための対策の基本的な考え方をより具体化したこと。
- いじめの防止や児童生徒の心のケアのためにスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの活用を図ること。
- 学校の取組として、いじめの認知漏れがないようにすること。
- いじめの解消要件を明示したこと。

1 いじめの防止等のための対策の基本的な考え方

(1) いじめ防止対策推進法制定の意義

いじめの問題への対応は学校における最重要課題の一つであり、個々の教職員が抱え込むのではなく、学校が一丸となって組織的に対応することが必要である。また、関係機関や地域の力を積極的に取り込むことが必要であり、これまでも、国や各地域、学校において、様々な取組が行われてきた。

しかしながら、いまだ、いじめを背景として、児童生徒の生命や心身に重大な危険が生じる事案が発生している。

大人社会のパワーハラスメントやセクシュアルハラスメント等といった社会問題も、いじめと同じ土壌で起こる。いじめの問題への対応力は、我が国の教育力と国民の成熟度の指標であり、子どもが接するメディアやインターネットを含め、他人の弱みを笑いものにしたり、暴力を肯定していると受け取られるような行為を許容したり、異質な他者を差別したりといった大人の振る舞いが、子どもに影響を与えるという指摘もある。

いじめから一人でも多くの子どもを救うためには、子どもを取り囲む大人一人一人が、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの子どもにも、どの学校でも、起こりうる」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚しなければならない。いじめの間

題は、心豊かで安全で安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体に関する国民的な課題である。このように、社会総がかりでいじめの問題に対峙するため、基本的な理念や体制を整備することが必要であり、平成25年6月28日に「いじめ防止対策推進法」が成立した。

(2) いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、全ての児童生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

また、全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

(3) いじめの定義

法第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者がないときは、未成年後見人）をいう。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かは、表面的・形式的に判断することなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。

この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。例えばいじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察する等して確認する必要がある。

ただし、このことは、いじめられた児童生徒の主観を確認する際に、行為の起こったときのいじめられた児童生徒本人や周辺の状況等を客観的に

確認することを排除するものではない。

なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条の「学校におけるいじめ防止等の対策のための組織」を活用して行う。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒、塾、スポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間、集団（グループ）等、当該児童生徒との何らかの人的関係を指す。

また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品を要求されたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすること等を意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

なお、例えばインターネット上で悪口を書かれた児童生徒において、当該児童生徒がそのことを知らずにいるような場合等、行為の対象となる児童生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童生徒に対する指導等については、法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。

加えて、いじめられた児童生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。例えば、好意から行った行為が、意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導する等、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を学校におけるいじめの防止等の対策のための組織へ情報共有することは必要となる。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、集団で無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。等

これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要な場合や、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要な場合が含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向を配慮した上で、早期に警察に相談又は通報し、警察と連携した対応を取ることが必要である。

(4) いじめの理解

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものである。と

りわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせうる。

国立教育政策研究所によるいじめ追跡調査の結果によれば、暴力を伴わないいじめ（仲間はずれ・無視・陰口）について、小学校4年生から中学校3年生までの6年間で、被害経験を全く持たなかった児童生徒は1割程度、加害経験を全く持たなかった児童生徒も1割程度であり、多くの児童生徒が入れ替わり被害や加害を経験している。

加えて、いじめの加害者・被害者という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性）、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにすることが必要である。

(5) いじめの防止等に関する基本的な考え方

ア いじめの防止

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての児童生徒を対象としたいじめの未然防止への意識を身に付けさせることが重要であり、全ての児童生徒をいじめに向かわせることなく、心の通う人間関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組が必要である。

このため、学校の教育活動全体を通じて、全ての児童生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、児童生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度等、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが必要である。また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む観点が必要である。加えて、全ての児童生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりも未然防止の観点から重要である。

また、これらに加え、いじめの問題への取組の重要性について市民全体に認識を広め、地域と家庭が一体となって取組を推進するための普及啓発が必要である。

イ いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処が前提であり、全ての大人が連携し、児童生徒のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。このため、いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知す

ることが必要である。

いじめの早期発見のため、学校や教育委員会は、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、地域と家庭が連携して児童生徒を見守ることが必要である。

ウ いじめへの対処

いじめがあることが確認された場合、学校は直ちに、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し詳細を確認した上で、いじめたとされる児童生徒に対して事情を確認して適切に指導する等、組織的な対応を行うことが必要である。また、家庭や教育委員会への連絡及び相談や、事案に応じ、関係機関との連携が必要である。

このため、教職員は平素から、いじめを把握した場合の対処の在り方について理解を深めておくことが必要であり、また、学校における組織的な対応を可能とするような体制整備が必要である。

エ 地域や家庭との連携

社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学校関係者と地域及び家庭との連携が必要である。例えばPTAや地域の関係団体等と学校関係者が、いじめの問題について協議する機会を設けたり、学校運営協議会（コミュニティ・スクール）を活用したりする等、いじめの問題について地域、家庭と連携した対策を推進することが必要である。

また、より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校、地域及び家庭が組織的に連携し、協働する体制を構築する。

オ 関係機関との連携

いじめの問題への対応においては、例えば、学校や教育委員会においていじめの児童生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合には、関係機関（警察、児童相談所、医療機関、法務局等の人権擁護機関等）との適切な連携が必要であり、警察、児童相談所、法務局等の人権擁護機関等との適切な連携を図るため、平素から、学校や教育委員会と関係機関の担当者間の意見交換や連絡会議の開催等、情報共有体制を構築しておくことが必要である。

例えば、教育相談の実施に当たり必要に応じて、医療機関等の専門機関との連携を図ったり、法務局や学校以外の相談窓口についても児童生徒へ適切に周知したりする等、学校や教育委員会が、関係機関による取組と連携をすることも重要である。

2 いなべ市が実施するいじめの防止等に関する施策

本市では、以下の基本的な考え方に沿ったいじめの防止等の取組を推進する。

- いじめは、人権侵害であり人として決して許される行為ではない。
- いじめは、どの子どもにも、どの学校においても起こりうるものであること、また、だれもが被害者にも加害者にもなりうるものである。
- いじめを受けた児童生徒や通報した児童生徒の安全を徹底して守る。
- 嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」も見逃さず対応する。
- 「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、いじめを許さない集団づくりに努める。
- いじめは、関係機関、学校、家庭、地域等が連携し、社会総がかりで取り組むべき問題である。
- いじめの認知件数が増えることが問題ではなく、積極的に認知して解消を図ることが重要である。

(1) いじめの未然防止のための方策

主な具体的な取組は以下のとおりとする。

- 児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが、いじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育、体験活動等の充実を図る。
- 児童生徒が自主的にいじめ問題について考え、議論すること等のいじめ防止に資する活動に対する支援を行う。
- 教職員に対し、いじめの防止等のための対策に関する研修を実施する。教職員の共通理解を図るため、年に複数回、いじめ問題に関する校内研修を実施するよう、取組を促す。
- 児童生徒及びその保護者に対し、インターネット上のいじめを防止し、及び効果的に対処することができるよう、必要な啓発活動を実施する。
- 指導主事の訪問等及び学校の教育活動全体を通じて、人間としての在り方生き方に関する教育の充実を図る方策について助言する。
- 児童生徒の問題解決能力を育む学級集団づくりの推進及び調査研究を行う。
- いなべ市・東員町小中学校生徒指導連絡協議会等、生徒指導担当者の会議において、いじめの問題に対する指導・助言や情報交換等を行う。
- 青少年育成市民会議の活動を充実させ、児童生徒の問題行動の未然防止に努める。

(2) いじめの早期発見のための方策

ア 定期的な調査等

いじめを許さない学校づくりを進めるとともに、児童生徒の小さなサインを見逃さず、日頃から児童生徒の理解に努め、毎学期1回以上のアンケート調査に加え面談を実施する等、多面的な情報を収集することにより、的確な対応が行われるよう生徒指導体制の充実を図る。

- 「QU調査」（よりよい学校生活と友達づくりのためのアンケート）等のアンケート調査の実施に当たっては、適切に児童生徒の声を把握できるよう回収方法等プライバシーに十分配慮するよう促す。その際、虐待が疑われる記載等があった場合は、市の関係機関等へ情報提供又は通告するとともに、保護者からの情報開示の求めがあっても情報元を保護者に伝えず、児童相談所等と連携しながら対応することについて周知徹底を図る。
- 学校における児童生徒の情報モラル教育を推進し、児童生徒間のインターネット上のトラブルの早期発見を図るための支援を行う。
- 三重県教育委員会と連携し、インターネット上の問題のある書き込みに対する早期発見・早期対応の支援を行う。

イ 相談体制の充実及び周知

アンケート調査や面談において、児童生徒が自らSOSを発信すること及びいじめの情報を教職員に報告することは、児童生徒にとっては多大な勇気を要することを理解し、児童生徒、保護者等が安心していじめに関する通報及び相談を行うことができる体制を整備するとともに、各種相談窓口の周知を図る。

また、児童生徒がいじめの問題を起こす背景には、自分だけでは対処できないような複雑で多様な悩みや不安を抱えている状況が考えられる。こうした状況を早期に発見し対応するため、各校にスクールカウンセラー等を配置することにより、各学校の教育相談体制の充実を図る。

【主な相談窓口】

- ・「教育相談窓口」いなべ市教育研究所 TEL 0594-78-3536
- ・「人権相談」いなべ市人権福祉課 TEL 0594-86-7815
- ・「子どもLINE相談みえ」中学生対象 無料通信アプリLINE での相談
- ・「いじめ電話相談」三重県教育委員会 TEL 059-226-3779
- ・「24時間SOSダイヤル」文部科学省 TEL 0120-0-78310
- ・「少年相談110番」三重県警察 TEL 0120-41-7867
- ・「こどもほっとダイヤル」 TEL 0800-200-2555
- ・「子どもの人権110番」法務省 TEL 0120-007-110
- ・「子ども弁護士ダイヤル」三重弁護士会 TEL 059-224-7950
- ・「チャイルドラインMIE」 TEL 0120-99-7777

(3) いじめの防止等のための人材確保及び教職員の資質の向上

教職員のいじめ防止等に関する理解を深め、いじめの問題に対してその実態に応じた適切な対処ができる等の資質や能力の向上のために、研修会の充実を図る。

児童生徒に対するより専門的な心のケアや関係機関との連携を進めるため、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門家の確保に努める。また、学校だけでは解決が難しい問題については、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、生徒指導特別指導員等の専門家を派遣し、学校に対して指導及び助言を行い、必要に応じて、弁護士等の専門家と連携して、問題解決に向け支援する。

(4) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

インターネットの正しく安全な利用方法や、情報化社会において適正な活動を行う上で基本となる考え方について児童生徒の理解を深める等、情報モラル教育に注力する。また、三重県教育委員会が行うネットパトロールにより、問題のある書き込みや児童生徒がインターネットを通じて行われるいじめに巻き込まれていないかどうかを監視し、問題のある書き込みについては関係機関等と連携して対応する。

(5) いじめの防止等のための啓発活動

いじめの防止等について理解を深め、社会総がかりでいじめの問題克服をするため、4月と11月をいじめ防止強化月間とし、いじめの防止に向けた児童生徒の主体的な取組を推進し、保護者等に広く、いじめ問題やこの問題への取組についての理解を深める機会を設定する。また、児童生徒、保護者等が安心していじめに関する通報及び相談を行うことができる窓口等について広報啓発を行う。

(6) いなべ市いじめ問題対策連絡協議会の設置

いじめの防止等に関係する機関及び団体が、いじめ防止対策において連携が図れるよう、それぞれの取組についての情報交換等を行うため、法第14条第1項の規定に基づき、「いなべ市いじめ問題対策連絡協議会」を設置する。(いなべ市いじめ問題対策連絡協議会条例)

構成は、いなべ市校長会、いなべ市教育委員会、いなべ市健康こども部、いなべ市福祉事務所、いなべ警察署、津地方法務局桑名支局、教職員代表者、学識経験者等とする。

(7) いなべ市教育委員会の附属機関の設置

本方針に基づくいなべ市立学校におけるいじめ防止等のための対策を実効的に行うため、法第14条第3項の規定に基づき、いなべ市教育委員会に「いなべ市いじめ問題対策審議会」を設置する。(いなべ市いじめ問題対策審議会条例)

- 「いなべ市いじめ問題対策審議会」の所管事項は、以下のとおりとする。
- いじめの問題に対する効果的な取組等に関して、教育委員会の諮問を受け、本方針に基づくいじめの防止等のための調査研究を行う。
 - 学校におけるいじめの事案について、教育委員会が学校からいじめの報告を受け、自ら調査を行う場合は、必要に応じて当該組織が調査を行う。(法第24条)
 - 学校における重大事態に係る調査を教育委員会が行う場合は、当該組織が調査を行う。(法第28条)
 - その他教育委員会が必要と認める事項について審議する。

構成は、法律、医療、心理、福祉又は教育に関する専門的な知識及び経験を有する第三者等の参加を図り、公平性及び中立性が確保されるよう努める。

3 いなべ市立学校が実施するいじめの防止等に関する施策

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定

学校は、国の基本方針、本方針を参考にして、どのようにいじめ防止等の取組を行うかについての基本的な方向、取組の内容等を「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という。）として定める。

学校基本方針には、いじめ防止のための取組、早期発見及びいじめ事案への対処の在り方、教育相談体制、生徒指導体制、校内研修等いじめ防止等全体に係る内容を定める。

策定した学校基本方針については、学校のホームページへの掲載その他の方法により、保護者や地域住民が学校基本方針の内容を容易に確認できるような措置を講じるとともに、その内容を児童生徒、保護者、関係機関等に説明する。

(2) いじめ問題対策校内委員会の設置

学校には、法第22条により、いじめ防止等に関する措置を実効的に行うため、「いじめ問題対策校内委員会」（以下「校内委員会」という。）を置くものとする。

校内委員会は、学校が組織的にいじめの問題に取り組むに当たって中核となる役割を担う。校内委員会は、当該学校の複数の教職員に加え、必要に応じて、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカー、弁護士、医師、警察官経験者等外部専門家を構成員に加えて対応することにより、より実効的ないじめの問題の解決に資することが期待される。

主な役割は、以下のとおりとする。

- いじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくりを行う役割
- いじめの相談及び通報を受け付ける窓口としての役割
- いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- いじめに係る情報があったときには、緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童生徒への事実関係の把握といじめであるか否かの判断、指導や支援の体制及び対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割
- 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成、実行、検証及び修正を行う役割

また、校内委員会を構成する法第22条の「当該学校の複数の教職員」については、学校の管理職や主幹教諭、生徒指導担当教員、学年主任、養護教諭、学級担任、教科担任、部活動指導に関わる教職員、学校医等から、組織的対応の中核として機能する体制を、学校の実情に応じて決定する。さらに、可能な限り、心理や福祉の専門家等を当該組織に加え、実効性のある人選とする必要がある。

なお、法第28条第1項に規定する重大事態の調査のための組織について、学校がその調査を行う場合は、校内委員会を母体としつつ、当該事案の性質に応じて適切な専門家を加える等の方法によって対応する。

(3) 学校におけるいじめの防止等に関する措置

ア いじめの未然防止

いじめは、どの子どもにも起こりうるという事実を踏まえ、全ての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む。

未然防止の基本として、

- 全ての児童生徒が、安全・安心に学校生活を送ることができ、学習その他の活動に主体的に参加・活躍できるよう、授業づくりや集団づくり、学校づくりを行う。
- 学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、体験活動等の推進により、児童生徒の社会性を育むとともに、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を養い、お互いの人格を尊重する態度を養う。
- 全ての児童生徒が、認められている、満たされているという思いを抱くことができるよう、他の児童生徒や大人との関わり合いを通して、他人の役に立っている、他人から認められているといった自己有用感や自己肯定感を獲得させる。
- 児童生徒がいじめを行わない、かつ、いじめを傍観しないよう、児童生徒自らがいじめの問題について学び、主体的に考え、いじめの防止に向けた取組が進むよう支援する。

なお、教職員の不適切な認識や言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払う。

児童生徒のインターネット上のいじめの防止については、インターネットの正しく安全な利用方法、危険性についての理解を深める等、情報モラル教育を推進する。

イ いじめの早期発見

いじめは、大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりすることが多いため、大人が気付きにくく判断しにくいものと認識する。ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。

このため、日頃から児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒と向き合うことにより、児童生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、定期的なアンケート調査（每学期1回以上）に加え教育相談の実施等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に組織的に取り組む。

その際、虐待が疑われる記載等があった場合は、市の関係機関等へ情報提供又は通告するとともに、保護者からの情報開示の求めがあっても情報元を保護者に伝えず、児童相談所等と連携しながら対応する。

また、毎年実施している「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」の集計過程で、いじめの認知件数が零であった場合は、当該事実を児童生徒や保護者向けに公表し、検証を仰ぐことで認知漏れがないか確認する。

なお、学校が実施しているいじめの防止のためのアンケート調査等の保存期間は、ガイドラインに基づき、指導要録の保存期間に合わせて、5年とする。

ウ いじめに対する措置

いじめの発見又は通報を受けた場合には、特定の教職員がいじめに係る情報を抱え込むことなく、校内委員会を中核として速やかに対応するとともに、学校は市教育委員会に報告する。また、各教職員は、学校の定めた方針等に沿って、いじめに係る情報を適切に記録しておく。

校内委員会において情報共有を行った後は、事実関係の確認の上、組織的に対応方針を決定し、被害児童生徒を守り通す。加害児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関と連携の下で取り組む。

必要に応じて、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等を活用し、児童生徒の心のケアを行う。

犯罪行為として取り扱われるべきものと認められる事案については、警察に相談して対応する等、十分な連携を図る。

エ いじめの解消要件

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも以下の2つの要件が満たされている必要があるが、必要に応じ、他の事情も勘案して判断する。

○いじめに係る行為が止んでいること。

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当期間とは、少なくとも3か月を目安とする。

○被害者児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及び保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

4 重大事態への対処

(1) 重大事態とは

いじめによる重大事態とは、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断し、①いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める場合及び②いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める場合をいう。（法第28条）

①については、例えば、児童生徒が自殺を企図した場合、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合等のケースが想定される。

また、②における「いじめにより相当の期間学校を欠席する」ことにつ

いては、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間連続して欠席しているような場合には、その目安にかかわらず市教育委員会又は各学校の判断とする。

さらに、児童生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものととする。

(2) 報告（第1報）

学校において重大事態が発生した場合には、直ちに市教育委員会に報告する。報告を受けた市教育委員会は、市長に報告するとともに、その事案の調査を行う主体等について判断する。

市教育委員会は、速やかに三重県教育委員会に報告するとともに、必要に応じて、問題解決を図るための人的支援や調査組織に係る専門家の紹介を求める等の支援を要請し、連携を図る。

(3) 調査の組織

市教育委員会又は学校は、重大事態に係る調査を行うため、速やかに調査のための組織を設け、事実関係を明確にするための調査を行う。（法第28条）

市教育委員会が調査主体となる場合は、「いなべ市いじめ問題対策審議会」が調査を行う。また、必要に応じて、いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者が「同審議会」に参加する。

学校が調査主体となる場合は、法第22条に基づき学校に設置する校内委員会を調査組織の母体とする。なお、その際には、市教育委員会が指導及び助言を行う。

(4) 調査

この調査は、民事又は刑事上の責任追及その他の争訟等への対応を直接の目的とするものでなく、事実に向き合うことで重大事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものである。市教育委員会及び学校は、「いなべ市いじめ問題対策審議会」等に対して積極的に資料を提供する。

具体的には、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景、事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校や教職員がどのように対応したか等の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。その際には、因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査する。

また、児童生徒が自殺等により亡くなった場合については、詳しい調査を行うに当たり、事実の分析評価等に高度の専門性を有する場合、遺族が学校又は市教育委員会の主体となる調査を望まない場合等、必要に応じて第三者による実態把握を進める。

ア いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合

いじめられた児童生徒から十分に聴き取るとともに、在籍児童生徒や教職員に対するアンケート調査、聴き取り調査等を行う。その際には、いじめられた児童生徒や情報を提供した児童生徒を守ることを最優先として調査を実施する。

また、調査による事実関係の確認とともに、いじめた児童生徒の背景をつかんで指導を行い、いじめの行為を止めさせる。さらには、いじめられた児童生徒の事情や心情を聴取し、本人の状況に合わせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰への支援や学習支援等を行う。

イ いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合

いじめられた児童生徒の保護者からの要望や意見を十分に聴取した上で、迅速に当該保護者と今後の調査について協議し、在籍児童生徒や教職員に対するアンケート調査や聴き取り調査等に着手する。

ウ 児童生徒の自殺という事態が起こった場合

自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施する。この調査においては、亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつ、遺族の気持ちに十分配慮しながら、その死に至った経過を検証し、再発防止策を構ずることを目指して進める。

(5) 調査結果の提供及び報告

学校又は市教育委員会は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、事実関係等その他必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか等）について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して説明する。

これらの情報の提供に当たって、学校又は市教育委員会は他の児童生徒のプライバシー保護に配慮する等、関係者の個人情報に十分配慮して適切に提供する。

また、アンケート調査の実施により得られた結果については、いじめられた児童生徒又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ちその旨を調査対象となる在籍児童生徒やその保護者に説明する等の措置が必要であることに留意する。

調査結果については、市長に報告する。さらに、上記の説明の結果を踏まえて、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添える。

なお、重大事態の調査報告書及び調査に係る文書の保存期間は、10年とする。

(6) 再調査

前記(5)における調査結果の報告を受けた市長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、法第28条第1項の規定による調査の結果についての調

査（以下「再調査」という。）を、専門的な知識又は経験を有する第三者等による附属機関を設けて行う。（法第30条）

また、再調査の結果を踏まえ、当該再調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講じる。

さらに、法第30条の規定による再調査を行ったときは、その結果を議会に報告する。（法第30条第3項）